

監査公表第 773 号

財政援助団体等監査（事務）の結果を受けて講じた措置について，地方自治法第 199 条第 14 項前段の規定により京都市長から通知がありましたので，同項後段の規定により次のとおり公表します。

令和 2 年 12 月 24 日

京都市監査委員

1 令和元年度 財政援助団体等監査（事務）（令和2年4月30日監査公表第770号）

（行財政局－1）

指 摘 事 項
<p>1 公立大学法人京都市立芸術大学</p> <p>(2) 出資団体監査</p> <p>a 団体関係</p> <p>(a) 図録の販売</p> <p>展覧会の図録について、次のような事例があった。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 有償で販売すること及び価格等について組織として正式な決定を行うことなく販売していた。・ 図録の受払い等の状況を記録するための書類を作成していなかった。 <p>有償で販売することについて適切に決定を行うとともに、受払い等の状況を記録するための書類を作成のうえ適切に管理するよう、市立芸術大学に対して指導し、改められたい。</p>

講 じ た 措 置
<p>図録の販売について、公立大学法人京都市立芸術大学では監査の現地調査を受け、有償刊行物を販売すること及び価格等について、組織として正式な決定を令和2年3月26日（実施日令和2年4月1日）に行い、併せて、有償刊行物の状況を記録するための書類を作成した。</p> <p>また、監査の指摘を受け、所管課として同大学に対して、指摘を受けた事務処理については今後同様の誤りを生じさせないように、令和2年5月25日に文書にて指導するとともに、改善状況について、令和2年7月7日に同大学から説明を受け、上記の対応に加えて、令和2年5月26日付けで注意喚起を行ったことを関係書類等により確認した。</p>

指 摘 事 項
<p>1 公立大学法人京都市立芸術大学</p> <p>(2) 出資団体監査</p> <p>a 団体関係</p> <p>(b) 金券の管理</p> <p>ボランティア謝礼用に保有しているプリペイドカード（以下「カード」という。）について、次のような事例があった。</p> <ul style="list-style-type: none">・ カードの受払い等の状況を記録する書類（以下「管理簿」という。）に、受入れの都度速やかに記帳していなかった。・ 受入れ又は払出しの際に管理簿の確認印欄に押印がされておらず、複数職員による確認が行われていなかった。・ 管理簿上の保管高と実際の保管高が異なっていた。 <p>カード等の金券については、適切に管理するよう、市立芸術大学に対して指導し、改められたい。</p>

講 じ た 措 置
<p>金券の管理について、公立大学法人京都市立芸術大学では監査の現地調査を受け、直ちに管理簿の保管高を修正するとともに、カードの受入れ又は払出しに当たっては速やかに管理簿に記帳し、複数職員による確認を行うなど、金券を適切に管理するよう職員に指導を行った。</p> <p>また、監査の指摘を受け、所管課として同大学に対して、指摘を受けた事務処理については今後同様の誤りを生じさせないように、令和2年5月25日に文書にて指導するとともに、改善状況について、令和2年7月7日に同大学から説明を受け、上記の対応に加えて、令和2年5月26日付けで注意喚起を行ったことを関係書類等により確認した。</p>

指 摘 事 項
<p>2 公益財団法人京都市音楽芸術文化振興財団</p> <p>(2) 出資団体監査</p> <p>a 団体関係</p> <p>(a) 備品の管理</p> <p>公益財団法人京都市音楽芸術文化振興財団経理規程施行細則（以下「経理規程施行細則」という。）によると、物品の出納管理を明らかにするため、備品台帳を備えるものとされているが、備品台帳を作成していなかったものがあつた。</p> <p>備品台帳を備えたうえで適正に管理するよう、音芸文財団に対して指導し、改められたい。</p>

講 じ た 措 置
<p>監査の現地調査を受け、令和2年2月に所管課から音芸文財団に対して、備品台帳を備えたうえで適正に管理するよう指導した。</p> <p>これを受け、音芸文財団において、速やかに計上の対象となる備品の調査を行い、令和2年8月に備品台帳の作成・記録を行った。</p> <p>その後、所管課において、適正に備品管理が行われていることを確認した。</p>

指 摘 事 項
<p>2 公益財団法人京都市音楽芸術文化振興財団</p> <p>(2) 出資団体監査</p> <p>a 団体関係</p> <p>(b) 消耗品の管理</p> <p>経理規程施行細則によると、物品については、物品の数量、使用状況等を常に把握し、善良な管理者の注意をもって管理するものとされているが、外勤に際して使用するトラフィカ京カードについて、所在が確認できないものがあった。</p> <p>経理規程施行細則に従い適正に管理するよう、音芸文財団に対して指導し、改められたい。</p>

講 じ た 措 置
<p>監査の現地調査を受け、令和2年2月に所管課から音芸文財団に対して、トラフィカ京カードを適正に管理するよう指導した。</p> <p>これを受け、令和2年3月に音芸文財団において、誤った事務内容を周知するとともに、速やかに改善に取り組み、適正な管理の徹底を図った。トラフィカ京カードについては、紛失を防止するため、外勤から戻った際は速やかに使用簿に記入するとともに、管理者は定期的に残高の確認を行うよう改めて徹底した。</p> <p>その後、所管課において、適正に管理が行われていることを確認した。</p>

指 摘 事 項
<p>2 公益財団法人京都市音楽芸術文化振興財団</p> <p>(4) 公の施設の指定管理者監査</p> <p>a 団体関係</p> <p>(a) 現金の管理</p> <p>金銭の出納については、公益財団法人京都市音楽芸術文化振興財団経理規程に従い行うこととされているが、現金出納簿において、次のような事例があった。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 収納，払込みの都度記入していなかった。・ 差引保管額を誤って記入していた。・ 差引保管額を記入していなかった。 <p>現金出納簿に現金残高を正確に記入し照合することが、現金の確実な管理を行う前提であることを踏まえ、適正に事務を行うよう、音芸文財団に対して指導し、改められたい。</p>

講 じ た 措 置
<p>監査の現地調査を受け、令和2年2月に所管課から音芸文財団に対して、現金出納簿及び現金の確実な管理を徹底するよう指導した。</p> <p>これを受け、令和2年3月に音芸文財団において、誤った事務内容を周知するとともに、速やかに改善に取り組み、適正な管理の徹底を図った。現金出納簿については、都度記入することを徹底し、記入内容に誤りがないことを複数人でチェックするとともに、定期的に金庫内の現金との照合を行うこととした。</p> <p>その後、所管課において、適正に管理が行われていることを確認した。</p>

指 摘 事 項
<p>2 公益財団法人京都市音楽芸術文化振興財団</p> <p>(4) 公の施設の指定管理者監査</p> <p> b 所管課関係</p> <p> (a) 利用の受付</p> <p> 施設の優先使用については、京都会館条例施行規則に従い受け付けることとされているが、当該規則に定められた要件に合致しない催物等について、通常の利用の受付に先んじて受付を行わせていた。</p> <p> 当該規則と実際の運用の整合を図り、適正に受付事務を行うよう改められたい。</p>

講 じ た 措 置
<p>監査の指摘を受け、京都会館条例施行規則に基づき、優先使用の受付を適正に行うため、令和２年９月に新たに優先使用に係る要綱を策定し、当該要綱に基づき受付事務を行うよう改めた。</p>

指 摘 事 項
<p>2 公益財団法人京都市音楽芸術文化振興財団</p> <p>(4) 公の施設の指定管理者監査</p> <p>b 所管課関係</p> <p>(b) 貸与物品の管理</p> <p>物品の貸与及び管理に関する契約書に基づき、本市から貸与している物品について、当該契約書の貸与物品一覧に記載していない本市の物品があるなど、貸与物品一覧の内容と実際の貸与状況が一致していなかった。</p> <p>物品の貸与に当たっては、貸与物品一覧と現物が一致することを確認したうえで契約を締結するよう改められたい。</p>

講 じ た 措 置
<p>監査の实地調査を受け、令和2年2月に、所管課から指定管理者である音芸文財団に対して、改めて貸与物品の点検を行うとともに、貸与物品一覧との不一致があった場合は直ちに本市に報告を行うよう指導した。</p> <p>令和2年度の物品の貸与及び管理に関する契約の締結に当たっては、貸与物品一覧と現物が一致していることを両者で確認のうえ、契約を行った。今後は同様の誤りを生じさせないよう、所管課と指定管理者の両者による定期的な貸与物品の確認を行い、適正に管理を行っていく。</p>

指 摘 事 項
<p>3 KYOTO STEAM－世界文化交流祭－実行委員会</p> <p>(2) 財政援助団体監査</p> <p>a 団体関係</p> <p>(a) 現金の管理</p> <p>現金の管理については、KYOTO STEAM－世界文化交流祭－実行委員会会計規程に従い行うこととされているが、現金の出納状況について、現金出納簿に記帳していないものがあった。</p> <p>現金出納簿の記帳を適正に行うよう、KYOTO STEAM－世界文化交流祭－実行委員会に対して指導し、改められたい。</p>

講 じ た 措 置
<p>監査の現地調査を受け、令和2年2月に、所管課からKYOTO STEAM－世界文化交流祭－実行委員会（以下「委員会」という。）に対し、委員会会計規程に沿って、現金を適正に管理するよう指導した。</p> <p>これを受け、令和2年2月に委員会において、令和元年度現金出納簿の記帳漏れがないことを確認するとともに、出納を担当する職員に現金出納簿への記帳を周知徹底した。</p> <p>その後、所管課において、適正に現金の管理が行われていることを確認した。</p>

指 摘 事 項
<p>5 公益財団法人京都市森林文化協会</p> <p>(2) 出資団体監査</p> <p>a 団体関係</p> <p>(a) 支出の決定</p> <p>公益財団法人京都市森林文化協会事務決裁規程によると、工事、施設の保守管理、資材・物件・労力・物資調達等の契約及び支出の決定は、参事が専決することとされているが、物品等の調達において、参事による決定前に納品等が行われていたものがあつた。</p> <p>公益財団法人京都市森林文化協会事務決裁規程に従い、適正な支出事務を行うよう、森林文化協会に対して指導し、改められたい。</p>

講 じ た 措 置
<p>物品の調達等について、森林文化協会に対して、事務決裁規程に従い適正な支出事務を行うよう、所管課から令和2年2月に指導した。</p> <p>これを受け、同協会では物品の調達等においては、事務決裁規程に基づき、参事による決定後に契約及び支出を行うよう徹底するとともに、職員がいつでも確認できるよう同規程を執務室内に掲示することとし、当該是正措置が実施されていることを所管課において確認した。また、監査の現地調査を受け、効率的な支出事務を行うため、同年4月1日に事務決裁規程の一部改正を行い、5万円以下の資材・物件・物資調達等の契約及び支出の決定については、事務局長の専決事項に変更した。</p> <p>加えて、産業観光局として、同年5月18日に、産業総務担当から各所属長に対し、局課長会資料として監査結果を配布し、同様の誤った事務処理が行われていないか、各所属から関係する財政援助団体へ注意喚起を行うよう周知徹底した。</p>

指 摘 事 項
<p>5 公益財団法人京都市森林文化協会</p> <p>(2) 出資団体監査</p> <p>a 団体関係</p> <p>(b) 手当の額の決定</p> <p>公益財団法人京都市森林文化協会給与規程内規によると、常勤臨時職員に支給する期末勤勉手当の額は、理事長が定めることとされているが、常勤臨時職員に支給する期末勤勉手当の額を書面により決定していなかった。</p> <p>公益財団法人京都市森林文化協会給与規程内規に従い、適正に事務を行うよう、森林文化協会に対して指導し、改められたい。</p>

講 じ た 措 置
<p>期末勤勉手当の額の決定について、森林文化協会に対して、給与規程内規に従い適正に事務を行うよう所管課から令和2年2月に指導した。</p> <p>これを受け、同協会では給与規程内規に基づき、常勤臨時職員に支給する期末勤勉手当について労働契約書に明記し、理事長による決定を行ったうえで職員に交付することとし、当該是正措置が実施されていることを所管課において確認した。</p> <p>加えて、産業観光局として、同年5月18日に、産業総務担当から各所属長に対し、局課長会資料として監査結果を配布し、同様の誤った事務処理が行われていないか、各所属から関係する財政援助団体へ注意喚起を行うよう周知徹底した。</p>

指 摘 事 項
<p>5 公益財団法人京都市森林文化協会</p> <p>(4) 公の施設の指定管理者監査</p> <p>a 所管課関係</p> <p>(a) 貸与物品の管理</p> <p>京都市森林文化交流センターの管理に関する協定書に基づき貸与している物品について、備品台帳及び協定書の貸与物品一覧に記載していない本市の物品があった。</p> <p>貸与物品一覧と現物が一致することを確認したうえで協定を締結するよう、改められたい。</p>

講 じ た 措 置
<p>監査の指摘を受け、備品台帳及び貸与物品一覧に記載されていない物品（音響機器一式）について、所管課と森林文化協会の立ち合いの下、貸与の内容を改めて確認し、貸与物品一覧と現物が一致するよう、令和2年6月19日付けで物品貸与協定を締結するとともに、備品台帳への登録も行った。</p> <p>今後は同様の誤りが生じないように、定期的に所管課と指定管理者の双方で貸与物品一覧と現物の確認を行い、適切な物品管理を徹底する。</p> <p>加えて、産業観光局として、同年5月18日に、産業総務担当から各所属長に対し、局課長会資料として監査結果を配布し、同様の誤った事務処理が行われていないか、各所属から関係する財政援助団体へ注意喚起を行うよう周知徹底した。</p>

指 摘 事 項
<p>6 社会福祉法人世光福祉会</p> <p>(2) 財政援助団体監査</p> <p>a 所管課関係</p> <p>(a) 補助金等の交付に係る書類の受領</p> <p>京都市会計規則によると、請求書には、請求年月日を記載しなければならないとされているが、京都市民間社会福祉施設施設整備利子補給の請求書について、日付を記載せずに提出するよう、補助事業者に対して通知していた。</p> <p>京都市会計規則に従い、適正な事務を行うよう改められたい。</p>

講 じ た 措 置
<p>監査の实地調査を受け、請求書について、日付を記入せずに提出することを求める取扱いを改めた。</p> <p>加えて、保健福祉局として、令和2年2月17日に保健福祉総務課長から全所属長に対して、監査の实地調査結果を周知し共有するとともに、補助金に係る請求書の日付の記載等を点検するよう依頼を行い、適切な事務処理の徹底を指示した。</p> <p>また、点検により判明した不適正な事務処理の内容とそれらの適正な事務処理方法について、同年4月15日に局内全所属に送付し、適正な事務の周知徹底に努めた。</p>

指 摘 事 項
<p>7 社会福祉法人勸修福祉会</p> <p>(2) 公の施設の指定管理者監査</p> <p>a 団体関係</p> <p>(a) 指定管理業務に係る事業報告</p> <p>京都市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（以下「指定管理者指定手續条例」という。）等によると、地方自治法第 244 条の 2 第 7 項に定める事業報告書には、指定管理業務に係る収入及び支出の内訳を記載しなければならないとされているが、事業報告書について、支出額等を誤って記載していた。</p> <p>事業報告書については、指定管理者指定手續条例等に基づき適正に記載するよう、勸修福祉会に対して指導し、改められたい。</p>

講 じ た 措 置
<p>監査の現地調査を受け、令和 2 年 2 月 19 日に、所管課から勸修福祉会に対し、地方自治法第 244 条の 2 第 7 項に定める事業報告書について、正確な内容を記載し、再発防止策を講じるよう指導した。</p> <p>指導後、同年 3 月 27 日に訂正後の平成 30 年度分の事業報告書の提出があり、所管課において、指摘事項について改善されていることを確認した。</p> <p>併せて、改善報告書の提出があり、再発防止のために適正な手順で事務処理を実施するよう法人内で周知徹底されたことを確認した。</p>

指 摘 事 項
<p>7 社会福祉法人勸修福祉会</p> <p>(2) 公の施設の指定管理者監査</p> <p>b 所管課関係</p> <p>(a) 利用料金の承認</p> <p>勸修老人デイサービスセンターの利用に伴う料金について、老人デイサービスセンター条例に定める額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て利用料金の額を定める必要があるが、承認手続を行わずに利用料金の額が定められていた。</p> <p>老人デイサービスセンター条例に従い、適正に事務を行うよう改められたい。</p>

講 じ た 措 置
<p>監査の現地調査を受け、令和2年2月19日に、所管課から勸修福祉会に対し、老人デイサービスセンター条例第7条第2項の規定に基づき、利用料金の承認申請書を提出するよう指導した。</p> <p>その後、勸修福祉会から同年3月9日付けで承認申請書が提出され、同年3月19日付けで市長の承認を行った。</p> <p>加えて、保健福祉局として、同年5月7日に監査結果を局内全所属に送付し、適正な事務の周知徹底を図った。</p>

指 摘 事 項
<p>9 京都御池地下街株式会社</p> <p>(2) 出資団体監査</p> <p>a 団体関係</p> <p>(a) 規程の整備</p> <p>御池地下駐車場管理規程は、駐車場法第13条第1項に基づき、御池地下街が設置する御池地下駐車場の運営の基本となるべき事項を定めたものであるが、入退場時間など現在の運営状況と異なっているものが見られた。</p> <p>御池地下駐車場管理規程は、御池地下駐車場運営に当たっての根拠となる規程であることから、必要な規程の改正等を行うよう、御池地下街に対して指導し、改められたい。</p>

講 じ た 措 置
<p>御池地下駐車場管理規程について、監査の現地調査を受け、所管課から御池地下街に対し、現在の運営に沿った内容に改正するよう指導を行った。</p> <p>これを受け、御池地下街において、令和2年9月1日に規程の改正を行い、駐車場の届出所管部署に「路外駐車場管理規程変更届出書」を提出したことを所管課において確認した。</p> <p>加えて、都市計画局として、指定管理者を所管している他の所属において同様の誤りを生じさせないように、都市総務課から令和2年8月21日に関係所属に対し、指摘事項を周知するとともに、適正な事務処理を行うよう通知した。</p>

指 摘 事 項
<p>9 京都御池地下街株式会社</p> <p>(3) 公の施設の指定管理者監査</p> <p>a 所管課関係</p> <p>(a) 指定管理業務に係る事業報告</p> <p>指定管理者指定手続条例等によると、地方自治法第244条の2第7項に定める事業報告書には、施設の管理に係る収入及び支出の内訳を記載しなければならないとされているが、収入に指定管理委託料等の記載がなく、本市の収入となる駐車場使用料が誤って記載されている事業報告書を受領していた。</p> <p>事業報告書については、指定管理者指定手続条例等に基づき適正に作成されたものを受領するよう改められたい。</p>

講 じ た 措 置
<p>事業報告書の様式について、指定管理委託料等の記載漏れがないよう委託料の欄を設ける等の改善を行い、所管課から御池地下街に対し、改善した様式を使用し、指定管理者指定手続条例等に基づき、適正に事業報告書を作成するよう指導した。</p> <p>これを受け、御池地下街から、令和2年5月29日に令和元年度分の事業報告書が提出され、また、同年6月10日に数値等を修正した平成30年度事業報告書が提出され、適正に作成されていることを関係書類等により確認した。</p> <p>加えて、建設局として、指定管理者による駐車場等の管理業務を所管している自転車政策推進室及び市街地整備課に対して、同年7月2日に庁内メールにて指摘内容について情報提供を行い、今後同様の誤りを生じさせないよう周知を行った。その際には、改善した事業報告書の様式も併せて送付し、情報共有を行った。</p> <p>また、同年7月16日に全所属に対し、指摘事項を周知するとともに、適正な事務処理を行うよう、庁内メールにて周知徹底を行った。</p>

指 摘 事 項
<p>10 京都タクシー業務センター</p> <p>(2) 公の施設の指定管理者監査</p> <p>a 所管課関係</p> <p>(a) 指定管理者が行う業務の範囲</p> <p>京都駅八条口旅客自動車待機場等条例等によると、タクシー待機場に旅客自動車を入場させようとする者は、あらかじめ、市長の登録を受けなければならないが、申請書に道路運送法第4条第1項の規定による許可を受けたことを証する書類（以下「許可書」という。）を添えて、市長に提出しなければならないとされているが、次のような事例があった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定管理者に申請書が提出されており、入場登録を指定管理者が行っていた。 ・ 申請書に許可書が添えられていなかった。 ・ 申請書について、京都駅八条口旅客自動車待機場等要綱において定める標準とする様式とは乖離した様式の申請書を使用していた。 <p>条例等の規定と実際の事務の取扱いに相違が生じていることについて、整合を図るよう改められたい。</p>

講 じ た 措 置
<p>タクシー待機場への入場登録に係る事務処理について、監査の現地調査を受け、指定管理者経由で市長に提出された申請書に基づき所管課で入場登録を決定し、登録の結果を所管課から指定管理者に連絡するよう改めた。</p> <p>また、申請書については、許可書を添付のうえ、京都駅八条口旅客自動車待機場等要綱において定める様式を使用するよう改めたことを所管課において確認した。</p> <p>加えて、都市計画局として、指定管理者を所管している他の所属において同様の誤りを生じさせないように、都市総務課から令和2年8月21日に関係所属に対し、指摘事項を周知するとともに、適正な事務処理を行うよう通知した。</p>